

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人日本学生支援機構)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	九州大学	日本留学試験（第2回） 実施委託	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H18. 10. 27	7, 618, 381	随意契約	留学生の大学入学試験であること から機密の保持が必要であり、試 験の利用大学から地域ブロック毎 に実施大学候補を選定し、試験実 施委員会で決定した大学に試験の 実施業務を委託する必要があるた め(契約事務取扱細則第2 3条第 1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(機密の保持)	15	
2	神戸大学	日本留学試験（第2回） 実施委託	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H18. 10. 27	4, 204, 214	随意契約	留学生の大学入学試験であること から機密の保持が必要であり、試 験の利用大学から地域ブロック毎 に実施大学候補を選定し、試験実 施委員会で決定した大学に試験の 実施業務を委託する必要があるた め(契約事務取扱細則第2 3条第 1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(機密の保持)	15	
3	千葉大学	日本留学試験（第2回） 実施委託	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H18. 11. 8	3, 787, 403	随意契約	留学生の大学入学試験であること から機密の保持が必要であり、試 験の利用大学から地域ブロック毎 に実施大学候補を選定し、試験実 施委員会で決定した大学に試験の 実施業務を委託する必要があるた め(契約事務取扱細則第2 3条第 1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(機密の保持)	15	
4	大阪大学	日本留学試験（第2回） 実施委託	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H18. 11. 8	4, 475, 554	随意契約	留学生の大学入学試験であること から機密の保持が必要であり、試 験の利用大学から地域ブロック毎 に実施大学候補を選定し、試験実 施委員会で決定した大学に試験の 実施業務を委託する必要があるた め(契約事務取扱細則第2 3条第 1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(機密の保持)	15	
5	東京学芸大学	日本留学試験（第2回） 実施委託	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H18. 11. 8	7, 496, 704	随意契約	留学生の大学入学試験であること から機密の保持が必要であり、試 験の利用大学から地域ブロック毎 に実施大学候補を選定し、試験実 施委員会で決定した大学に試験の 実施業務を委託する必要があるた め(契約事務取扱細則第2 3条第 1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(機密の保持)	15	
6	名古屋工業大学	日本留学試験（第2回） 実施委託	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H18. 11. 8	6, 135, 540	随意契約	留学生の大学入学試験であること から機密の保持が必要であり、試 験の利用大学から地域ブロック毎 に実施大学候補を選定し、試験実 施委員会で決定した大学に試験の 実施業務を委託する必要があるた め(契約事務取扱細則第2 3条第 1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(機密の保持)	15	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位:円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
7	東京工業大学	本部事務所建物借料	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4-2-5-9	H18.4.1	11,372,102	随意契約	本部事務所として国立大学法人の建物を引き続き借り上げる必要があるため(契約事務取扱細則第23条第1項第7号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(供給者が一に特定される賃貸借契約)	5	
8	金沢大学	日本留学試験(第1回)実施委託	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4-2-5-9	H18.5.26	1,960,707	随意契約	留学生の大学入学試験であることから機密の保持が必要であり、試験の利用大学から地域ブロック毎に実施大学候補を選定し、試験実施委員会で決定した大学に試験の実施業務を委託するため(契約事務取扱細則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(機密の保持)	15	
9	富山大学	日本留学試験(第2回)実施委託	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4-2-5-9	H18.10.27	2,143,328	随意契約	留学生の大学入学試験であることから機密の保持が必要であり、試験の利用大学から地域ブロック毎に実施大学候補を選定し、試験実施委員会で決定した大学に試験の実施業務を委託するため(契約事務取扱細則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(機密の保持)	15	
10	国立大学法人5校	国際大学交流セミナー実施	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4-2-5-9	H18.5.8	10,624,094	企画競争・公募	大学を対象として公募を行い選考委員会で選定するため(契約事務取扱細則第23条第1項第1号)	その他	引き続き公募を実施		
11	(財)日本国際教育支援協会	国際交流会館等管理運営業務	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4-2-5-9	H18.4.1	645,330,000	随意契約	留学生宿舍運営の専門性・継続性を確保するため(契約事務取扱細則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	一部について20年度から市場化テストを実施する。その結果を踏まえて更なる実施を検討する。		
12	(財)アジア学生文化協会	海外教育機関調査(韓国)業務委託	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4-2-5-9	H18.8.1	1,200,000	随意契約	予定価格が250万円未満の工事請負契約以外の契約をする場合(契約事務取扱細則第23条第1項第5号)	その他	企画競争を実施(19年度契約より)		
13	(財)母と学生の会	外国人留学生と日本人学生等との交流事業	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4-2-5-9	H18.4.1	1,172,000	随意契約	留学生交流事業の専門性・継続性を確保するため(契約事務取扱細則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札(見積合わせ)に移行		
14	東日本電信電話(株)	東京国際交流館インフォメーションボードシステム保守運用支援	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4-2-5-9	H18.4.1	9,298,800	随意契約	本システムを構築した会社でなければできないため(契約事務取扱細則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度契約より)		
15	東日本電信電話(株)	日本学生支援機構インターネットシステム保守運用支援	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4-2-5-9	H18.4.1	59,220,000	随意契約	本システムを構築した会社でなければできないため(契約事務取扱細則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度契約より)		
16	東日本電信電話(株)	個人情報保護対策ソフトウェア保守	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4-2-5-9	H18.5.1	1,522,500	随意契約	本システムを構築した会社でなければできないため(契約事務取扱細則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度契約より)		
17	東日本電信電話(株)	統合型セキュリティ・アプライアンス保守	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4-2-5-9	H18.6.1	1,260,000	随意契約	本システムを構築した会社でなければできないため(契約事務取扱細則第23条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(現行リース契約の終了する20年度契約より、リース契約と一元化)		
18	東日本電信電話㈱	電話料金(事務所一括分)4月分	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4-2-5-9	H.18.4.1	1,789,854	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気通信役務の提供を受ける必要があるため(契約事務取扱細則第23条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(長期継続契約)	8	

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
19	東日本電信電話㈱	電話料金(事務所一括分) 5月分	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	1, 849, 244	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気通信役務の提供を受ける必要があるため(契約事務取扱細則第2 3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(長期継続契約)	8	
20	東日本電信電話㈱	電話料金(事務所一括分) 6月分	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	1, 676, 873	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気通信役務の提供を受ける必要があるため(契約事務取扱細則第2 3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(長期継続契約)	8	
21	東日本電信電話㈱	電話料金(事務所一括分) 7月分	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	2, 266, 169	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気通信役務の提供を受ける必要があるため(契約事務取扱細則第2 3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(長期継続契約)	8	
22	東日本電信電話㈱	電話料金(事務所一括分) 8月分	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	1, 497, 834	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気通信役務の提供を受ける必要があるため(契約事務取扱細則第2 3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(長期継続契約)	8	
23	東日本電信電話㈱	電話料金(事務所一括分) 9月分	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	2, 112, 651	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気通信役務の提供を受ける必要があるため(契約事務取扱細則第2 3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(長期継続契約)	8	
24	東日本電信電話㈱	電話料金(事務所一括分) 10月分	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	1, 267, 922	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気通信役務の提供を受ける必要があるため(契約事務取扱細則第2 3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(長期継続契約)	8	
25	東日本電信電話㈱	電話料金(事務所一括分) 11月分	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	1, 614, 649	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気通信役務の提供を受ける必要があるため(契約事務取扱細則第2 3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(長期継続契約)	8	
26	東日本電信電話㈱	電話料金(事務所一括分) 12月分	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	1, 074, 595	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気通信役務の提供を受ける必要があるため(契約事務取扱細則第2 3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(長期継続契約)	8	
27	東日本電信電話㈱	電話料金(事務所一括分) 1月分	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	1, 434, 861	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気通信役務の提供を受ける必要があるため(契約事務取扱細則第2 3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(長期継続契約)	8	
28	東日本電信電話㈱	電話料金(事務所一括分) 2月分	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	1, 402, 129	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気通信役務の提供を受ける必要があるため(契約事務取扱細則第2 3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(長期継続契約)	8	
29	東日本電信電話㈱	電話料金(事務所一括分) 3月分	(独) 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	1, 445, 360	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気通信役務の提供を受ける必要があるため(契約事務取扱細則第2 3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(長期継続契約)	8	

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
30	日本郵政公社	後納郵便料金 4 月分	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	59, 222, 396	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定 のされる後納郵便役務の提供を受 ける必要があるため (契約事務取 扱細則第 2 3 条第 1 項第 1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (後納郵便料金)	9	
31	日本郵政公社	後納郵便料金 5 月分	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	16, 112, 990	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定 のされる後納郵便役務の提供を受 ける必要があるため (契約事務取 扱細則第 2 3 条第 1 項第 1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (後納郵便料金)	9	
32	日本郵政公社	後納郵便料金 6 月分	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	29, 868, 683	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定 のされる後納郵便役務の提供を受 ける必要があるため (契約事務取 扱細則第 2 3 条第 1 項第 1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (後納郵便料金)	9	
33	日本郵政公社	後納郵便料金 7 月分	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	34, 087, 754	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定 のされる後納郵便役務の提供を受 ける必要があるため (契約事務取 扱細則第 2 3 条第 1 項第 1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (後納郵便料金)	9	
34	日本郵政公社	後納郵便料金 8 月分	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	43, 593, 098	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定 のされる後納郵便役務の提供を受 ける必要があるため (契約事務取 扱細則第 2 3 条第 1 項第 1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (後納郵便料金)	9	
35	日本郵政公社	後納郵便料金 9 月分	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	28, 230, 358	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定 のされる後納郵便役務の提供を受 ける必要があるため (契約事務取 扱細則第 2 3 条第 1 項第 1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (後納郵便料金)	9	
36	日本郵政公社	後納郵便料金 10 月分	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	15, 499, 526	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定 のされる後納郵便役務の提供を受 ける必要があるため (契約事務取 扱細則第 2 3 条第 1 項第 1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (後納郵便料金)	9	
37	日本郵政公社	後納郵便料金 11 月分	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	10, 410, 288	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定 のされる後納郵便役務の提供を受 ける必要があるため (契約事務取 扱細則第 2 3 条第 1 項第 1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (後納郵便料金)	9	
38	日本郵政公社	後納郵便料金 12 月分	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	37, 445, 146	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定 のされる後納郵便役務の提供を受 ける必要があるため (契約事務取 扱細則第 2 3 条第 1 項第 1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (後納郵便料金)	9	
39	日本郵政公社	後納郵便料金 1 月分	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	9, 799, 200	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定 のされる後納郵便役務の提供を受 ける必要があるため (契約事務取 扱細則第 2 3 条第 1 項第 1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (後納郵便料金)	9	
40	日本郵政公社	後納郵便料金 2 月分	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	18, 362, 254	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定 のされる後納郵便役務の提供を受 ける必要があるため (契約事務取 扱細則第 2 3 条第 1 項第 1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの (後納郵便料金)	9	

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部署 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
41	日本郵政公社	後納郵便料金 3月分	(独) 日本学生支援機 構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区長 津田町4 2 5 9	H. 16. 4. 1	22, 412, 328	随意契約	提供を行うことが可能な者が特定 のされる後納郵便業務の提供を受 ける必要があるため(契約事務取 扱細則第2 3条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(後納郵便料金)	9	
合計					1, 123, 297, 489						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。なお、平成18年度に不発・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」